

質問第二号

地方主要道道路整備への国の関与に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十月四日

野田 国 義

参議院議長 尾辻 秀久 殿



地方主要道道路整備への国の関与に関する質問主意書

国家予算における無駄な公共工事の削減については、財務大臣の過去の発言などにより、常々、その旨留意されていることと承知している。

一方で、地方財政法第四条第一項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」との規定にもとどり、次のとおり質問する。

一 国が新設又は改築のため費用を負担した地方主要道の事業評価について、所期の目的達成の確認方法を具体的に答弁されたい。

二 国が新設又は改築のため費用を負担した地方主要道の計画で、所期の目的が達成しないと事業評価にもかかわらず、同じ効果を企図して新規に道路計画が実行されることはあり得るのか、その際の政策実行のプロセスを具体的に答弁されたい。

三 前記二の道路事業評価を行わずして、同じ効果を企図して新規に道路計画を実行に移すことはあるのか、具体例などがあれば示されたい。また、そのような計画判断を選択するケースを具体的に答弁されたい。

右質問する。